

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

古 殿 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本町は、福島県の南東部、石川郡東部に位置し、全地域が阿武隈山系に含まれる標高300mから600mの高地であり、町の面積の8割を山林が占めている典型的な中山間地域にある。気候は太平洋沿岸気候に属し、阿武隈山系南部の中央部に位置するため、中通りの気候の影響を受けている。県道いわき石川線沿いの標高300m程度のエリアは農地の面的広がりが比較的確保されている一方、山間地は小区画の農地が点在しており、集約化、大規模化は困難な状況にある。

そのような中、本町では水稲、畜産を基盤として、施設園芸による野菜、近年では中山間地域の特性を活かした山菜等の複合経営を中心に展開することで、収益性の高い農業経営の発展を目指している。

しかし、園芸作物の栽培に適する農地は限られており、農地の維持や収益性を考慮した場合に水稲栽培に頼らざるを得ない状況にある。

さらに近年、本町の農業は基幹的農業従事者の高齢化に加え、就業構造の変化による専業農家の減少や、農業後継者及び新規就農者の不在により農家総数の減少もみられる。加えて特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べ生産条件の格差が大きく、耕作条件の劣る農地を中心に一部遊休化したものが増加傾向にあることから、これらを補正する取り組みが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業の生産活動の継続的な実施を図ることとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、地域の共同活動に係る支援を図ることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
古殿町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

古殿町全域（過疎地域・特定農山村地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地については、8 度以上 15 度未満。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

設定しない。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

設定しない。